



令和7年4月版

1. 補助の対象となる建築物

- ・市内の平成12年5月31日以前に着工された木造の一戸建住宅
- ・地階を除く階数が2以下
- ・建築基準法に違反していないこと
- ・耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満と判定されたもの

2. 補助の要件

- ・建築士事務所に所属する建築士が安全性の総合評価が1.0以上になるよう設計した改修内容に基づき、建設業法に規定する建設業者が工事を実施すること

3. 補助対象となる耐震改修工事の要件

耐震改修 上限 **60** 万円

耐震改修に要した費用に23%を乗じて得た額に30万円を
加えて得た額 ※千円未満端数切捨て

4. その他の要件

- ・補助金交付申請前に耐震改修の工事に着手していないこと
- ・補助対象になる耐震改修の工事が補助申請年度内に完了できること
- ・補助対象建築物を所有する個人で過年度の市税を滞納していない方
- ・耐震改修工事に着手する前に申請をしてください
- ・手続の流れは裏面をご確認ください



表面



令和7年4月版

5. 申請手続きの流れ

番号

…申請者が行うこと

番号

…市が行うこと

1

・坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金
交付申請書（様式第1号）（※1）を提出。

2

・坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金
交付・不交付決定通知書（様式第2号）を交付。



工事開始

交付決定後、工事の変更や中止を行う場合は再度、住宅政策課へご相談下さい。

工事完了

3

・坂戸市既存木造住宅耐震改修完了
報告書（様式第6号）（※1）を提出。

4

・坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金
確定通知書（様式第7号）を交付。

5

・坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金
交付請求書（様式第8号）（※1）を提出。

6

・申請者の指定された口座に補助額を入金。

※1 1 3 5 の添付図書については、各様式をご参照下さい。

裏面